

人権とんだ

1 月 1 日号

令和3年(2021)

No.502

だれも かつやく
男女が活躍できる社会

《問い合わせ》
福祉共生部共生社会推進室人権推進課
TEL : 559-5148 FAX : 562-1294
E-mail : jinken_u@city.sanda.lg.jp



男女が夢を描き、 チャレンジできる社会



加藤 明美 さん
就労継続支援
B型事業所 コミ
ナス Be 所長
[休日の過ごし方]
ドラマ鑑賞

起業しようと思ったきっかけ

明美さん

私たち夫婦の次男に重度の障害があり、なかなか就職できない状況ですと見てきました。その経験から、就職できずに困っている人が就職してやりがいを持って生活できるように、少しでも支援ができればという思いからこの事業をスタートしました。

考え方が変わったきっかけ

明美さん

ふたりに仕事をしているため、同じゴールをめざし「丸」となっている事業を進められる点は良いところですが、逆に、事業をする上では、それぞれの思いから、最初は相当ぶつかりました。

雅信さん

そうでした。当初私は、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考えを仕事の場に持ち込んでいました。その考え方を会社の業務分担に反映し、事業計画を立案・実行するのは私で、資料づくりや経理などの細かな実務は妻の役割と考えていました。

明美さん

最初は、夫が責任者、私は一職員という立場でした。現在は、それぞれが別の事業の責任者として仕事をしています。お互いが一事業の責任者となったことで、「お互いを認め合い、

同じ立場になろう」という思いがふたりの中に生まれました。気持ちの上でも、一対一の尊敬し合える対等のパートナーになった気がします。

私たち自身の意識改革

明美さん

日本の社会は、まだまだ男性中心の社会だと感じることがあります。もっと多くの女性がいろいろな組織で主要なポジションに就き、発言権を持つてることが当たり前の社会になっていったら素敵だと思います。長年に渡り、私たちの世代には古い考え方が刷り込まれています。若い世代には男女平等の意識はもっと浸透しているのでしょうか、新陳代謝が必要なのかもしれませんね。

雅信さん

我々の年代では、まだ男性優位の考え方が無意識に残っているといます。世の中では、男性は外でバリバリ働く、女性には家庭での役割を期待して、家庭外での活動は控えてほしいなど、無意識に妻の役割を固定してしまいがちです。そういった固定観念を取り除くことで、男性だけでなく女性もいきいき

合同会社コミナス インターナショナル

就職を希望している障害のある人が、就職に必要な知識やスキルを習得するためのサポート事業を展開。障害のある人があたりまえに働き、自立することをサポートしている。

明美さん

と活躍していける関係が築けるのです。みんなが考え方や意識の上でもっと自立をしないといけないのでしょね。

女性は「仕事をしていても家事・育児もしっかりやるのが妻の役目だ」と思われてしまいがちですが、そうなるとうちは仕事しながら家事育児も一人でやることになってしまいがちです。育児の負担はとて大変です。

また、女性が出産すると仕事を辞めざるを得ないことは、女性のキャリア形成や社会にとって損失だと感じます。このような環境では、女性が生きがいを自分らしさを追及するのは難しいと思います。育児をサポートする環境が整い、お互いに助け合い働き続けられる社会になれば良いと感じます。そういう

環境づくりも大切ですし、何よりも私たち自身の意識を変えていかなければなりません。

自立するということ

明美さん

一人一人が自立することが大切なことだと思います。私にとって、自立とは「自分で選択し、自分の責任で行動できること」です。自分を大切にできるからこそ、相手も大切にできる。人として認められることだと思います。

雅信さん

一人の人間として、お互いが気持ちの上で自立しているからこそ、夫婦とか友人とか関係なく相手を尊敬できるのだと思います。お互いに尊敬できるという人間関係でいられるのではないのでしょうか。

新しいことにチャレンジしたい と想っている人へのメッセージ

明美さん

私の場合は、女性で起業した身近な友人の存在が「チャレンジしたい」という勇氣になりました。先を進む成功した人に出会ったり、キャリアの専門家に相談したりするなど、「私もできる！」という思いを持てるきつ

かけを探してほしいですね。自立したいと願う人を積極的に支援する社会になればいいと思います。



加藤 雅信 さん

就労移行支援事業所 コミナス 所長

[休日の過ごし方]
ウォーキング

編集後記

「男女共同参画」をめざしてさまざまな取り組みが進められていますが、その中で「自立しようとする生き方」を選んだ加藤さんご夫妻の生き方は、一歩前に踏み出したからこそ実現できているのだと思います。古い固定観念にとらわれることなく、まず仲間を見つけ行動することで新しい世界観に出会えるのかもしれない。「共に生きる社会」は、お互いに認め合い、尊重することから始まります。

人権作文

子どもたちの思いを届けます

今月号から、子どもたちが書いた人権作文を掲載します。いずれも、「人権と共生社会を考える市民のつどい」(本年度は中止)において発表を予定していた作品で、どの作品も、日常生活の中の気づきや思いをまっすぐに表現した作品です。子どもたちの思いは、私たちにどのような気づきを与えてくれるでしょうか。

今度は自分の番

弥生小学校6年 高須 一真

自分の過去をふり返ってみると、いろんな人が、自分を支えてくれていたことを思い出します。

幼稚園のころからいろんなことに中途半端で、体操もそろばんも2年生のころにやめてしまいました。

でも、その中で水泳は今まで続けられました。泳ぐのが好きだったということもあるけれど、

支えになったのは、家族や水泳の友だちが応援してくれていたからです。家族は水泳のテストに合格するごとにほめてくれました。友だちとはプールの時間にたくさん話して、上手いかなくてしんどい時でも話している時間が楽しく息抜きになりました。その時は実

感じていなかったけれど、今思うと、みんなの支えでここまで続けられたと思います。

もう一つは、おじいちゃんやおばあちゃんとのことです。父方のおじいちゃんは、ぼくが2、3才のころに亡くなってしまいました。写真を見るとその笑顔で優しい人だと思えます。

母方のひいおばあちゃんもぼくが1年生のころに亡くなりました。



「みんな仲よく」



けやき台小学校2年
なかたに 陽花さん

もともと体が悪く病院で生活して
いました。病院は愛知県にあるお
ばあちゃんの家の近くで、おばあ
ちゃんの家に行くときには必ず病
院に行っていました。ひいおばあ
ちゃんが亡くなった時は、小さい
ころだったので何が起きたのか分
からなかったけど後から「ああ、
ひいおばあちゃんは死んじゃった
んだ」とさみしさがこみあげてき
ました。ひいおばあちゃんはいつ
も笑顔で、僕が新しいことに成功
した時は喜んで聞いてくれました。
母方のおじいちゃんもおばあ
ちゃんも運動会や音楽会には毎年
来てくれていたし、今年はコロナ
でなかなか会えないけれど、電話
をしてくれます。

立ってあいさつをしてくれました
た。また、コミュニケーションセンタ
ーでは、毎年、七夕やクリスマス
の時に、みんなを集めて会を開いて
くれました。今年はコロナでそれ
もできていないけれど、毎年やっ
てくれて楽しかったです。
そして、一番励みになって支え
てくれたのはクラスの友だちで
す。もともと、人数が少なくク
ラス替えもなく、6年間ずっと同
じメンバーですが、学校の行事な
ど何かをする時には、いつも一緒
にみんなで作り上げてきました。
思い通りにいかない時もあったけ
れど、最終的には、納得いくもの
を作っていたと思います。悩むよ
うなことはみんなで一緒に考え、
大変なことは協力し合い、楽しい
ことは全力で楽しみました。もち
ろん嫌なこともあったけど、みん
ながお互いを思い合う気持ちがあ
ったからここまで乗り切れたと

思います。
普段はあまり考えていなかった
けど、よくよく考えてみると、い
ろいろな人の温かさが分かりまし
た。電話でいつも応援してくれる
おばあちゃん、いつでも一緒に協
力できる友だち、たくさん人の
優しさに支えられながらすごせて
いることが本当に幸せです。
今年は、新型コロナウイルスの
影響で、運動会が縮小されたり行
事がなくなったりして、できない
ことも多くさみしい気持ちになる
こともよくあります。でもそれが
自分だけじゃなく、周りの人も同
じで、みんなが大変な時であるこ
と、そしてみんなに支えられてい
ることを考えると僕はがんばれる
気がします。
今度は、自分が困っている人や
がんばっている人を助けたり応援
したり人のためになるようなこと
をしたいです。

【(仮称)三田市人と人の
共生条例】の策定に向けて

第6回懇話会：2月1日(月)
傍聴可能。手話通訳・要約
筆記申し込みは1月18日(月)
まで。詳細は人権推進課まで。

《お詫び》12月15日号の人権さん
だに掲載しました寺本宏さんの読み
がなを、間違って掲載してしま
いました。正しくは、「てらもと ひろむ」
さんです。謹んでお詫びを申し上げ
ます。

令和2年度
人権ポスター・標語受賞作品



けやき台小学校5年
たなか 清愛さん

● ぼくわらう
● ばばままねえねも
よくわらう
志手原小学校1年
堀江 哲生さん

人権に関する総合相談

TEL 559-5062 FAX 559-5063

月曜～金曜 9時～17時(※祝日・年末年始を除く)

● 専門相談員による性的マイノリティ特設電話相談(予約)

TEL 559-5062 FAX 559-5063

月曜～金曜 9時～17時(※祝日・年末年始を除く)

※専門相談員との相談日は予約後に調整

● 人権擁護委員会による定例人権相談(予約)

TEL 559-5148 FAX 562-1294

《次回相談日》1月28日(木)13時～16時